

# 土砂災害の種類

## 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が必要です。

## 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

イエローゾーンのうち急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、イエローゾーンの中で特に危険な区域です。

## 土砂災害

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、ふだんと異なる状況「土砂災害の前兆」に気付いた場合には、直ちに周りの人と安全な場所へ避難するとともに、町役場などの関係機関に連絡してください。日ごろから危険箇所や避難場所・避難経路を確認しておくことも重要です。土砂災害の危険箇所については、本書（P3～P18 参照）の土砂災害警戒区域を確認してください。

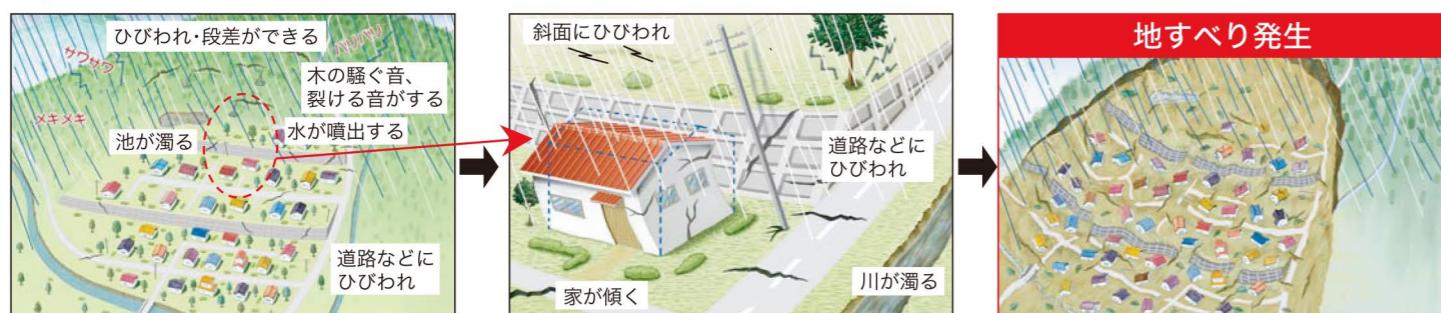
## 急傾斜(がけ崩れ)



## 土石流



## 地すべり



※上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。  
ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

# 地震対策 地震発生！そんなときどうする

## 地震発生時の時間経過行動マニュアル

### 地震発生

1～2分

3分

5分

10分  
数時間  
3日

緊急地震速報を見聞きしたり、強い揺れを感じたら

- 大きな家具や窓ガラス、ブロック塀や崖などから離れ、身の安全を図る
- 強い揺れが続いている間は、自分の身を守ることを最優先する



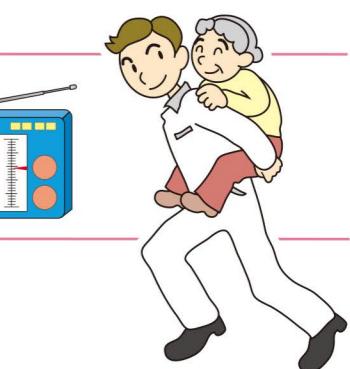
揺れがおさまったら

- 火の確認 ガスの元栓、電気のブレーカー 火が出たら、落ち着いて初期消火
- 家族・災害弱者の安全を確保 倒れた家具の下敷きにならないかを確認
- 靴をはく 家の中はガラスの破片が散乱。靴や厚手のスリッパをはく
- 周りの状況をよく確認して、より安全な場所に避難
- 避難するときは、屋根瓦・ブロック塀・自動販売機等に注意
- 津波などの危険が予想される地域はすぐ避難



みんなの無事を確認 火災の発生を防ぐ

- |            |   |
|------------|---|
| 隣近所に声をかけよう | 災害弱者の安全確保 隣近所で助け合う                        |
| 出火防止 初期消火  | ●連絡がとれない人はいないか ●ケガ人はいないか                  |
|            | ●初期消火 ●消火器を使う ●バケツリレー 風呂の水はため置きをしておく      |
|            | ●漏電・ガス漏れに注意 電気のブレーカーを下ろす・ガスの元栓を閉める ●余震に注意 |



ラジオなどで正しい情報を

- 国や県、町の情報を確認
- デマにまどわさないように ●避難時に車は極力使用しない
- 電話は緊急連絡を優先する



協力して消火活動、救出・救護活動を

- 水、食料は蓄えているものでまかなう 3日間の飲料水と食料の備蓄をしておく
- 災害・被害情報の収集 ●無理はやめよう ●救出・救護を
- 助け合いの心が大切 ●壊れた家に入らない

## 屋内にいた場合

### 家中

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する
- 慌てて外へ飛び出さない
- 無理に火を消そうしない
- ドアや窓を開けて、逃げ道を確保する

### デパート・スーパー

- カバンなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。柱や壁ぎわに身を寄せ、係員の指示を聞き、落ち着いた行動をとる。



## 屋外にいた場合

### 路上

- その場に立ち止まらず、窓ガラス、看板などの落下物から頭をカバンなどで保護して、空き地や公園などで避難する。
- 揺れがおさまるまで冷静に周囲の状況を確認して、カラーラジオで情報を収集する。
- 近くに空き地がないときは、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた安全性の高い場所へ移動する。
- プロック塀や自動販売機などには近づかない。
- 倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する。

### 車を運転中

- ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、緊急車両等の通行スペースを確保し、道路の左側に止め、エンジンを切る。
- 揺れがおさまるまで冷静に周囲の状況を確認して、カラーラジオで情報を収集する。
- 避難が必要なときは、キーはつけたまま、ドアロックもしない。
- 車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難する。



## 住宅の耐震化をしましょう

地震による住宅の崩壊等の被害から生命・財産を守るために、住宅の耐震化を図る必要があります。

町では、住宅の耐震化に対しての助成制度があります。

○木造住宅の耐震診断

○住宅の耐震改修・改修設計

※助成対象は、いずれも平成12年5月31日以前に建築された住宅です。詳しくは、建設環境課（TEL:0858-55-7805）までお問い合わせください。